

令和6年度千葉県当初
予算編成に対する要望書

千葉県市長会

目 次

【重点要望事項】

- 1 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 5
- 2 医師・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について…………… 6
- 3 小中学校における教員定数等の改善について…………… 7
- 4 学校給食費の無償化について…………… 8

【要望事項】

- 第1 地方行財政の充実強化について…………… 9
 - 1 自治体DXの推進について…………… 9
- 第2 総合行政の充実強化について…………… 10
 - 1 高速バスネットワークの機能強化に向けた取組について…………… 10
- 第3 防災・危機管理行政の充実強化について…………… 11
 - 1 特殊詐欺対策に関する補助金の支給条件の見直し及び支給金額の拡大について…………… 11
 - 2 消防防災施設強化事業について…………… 11
- 第4 健康福祉行政の充実強化について…………… 12
 - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 12
 - 2 多子世帯の保育料軽減のための県補助事業創設について…………… 13
 - 3 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」の妊婦健康診査の回数引き上げの国への働きかけについて…………… 13
 - 4 医療・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について…………… 14
 - 5 介護予防支援に係る介護報酬の見直し及び人材確保に関する支援について…………… 15
 - 6 新型コロナワクチン接種に対する財政支援等について…………… 16
 - 7 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業のサービス単価設定の引き上げについて…………… 16

8	国が示す指定難病に含まれない疾病に係る独自の医療費助成制度の 創設実施について介護保険制度の見直しについて……………	16
9	出産・子育て応援ギフトの広域連携による実施について……………	17
10	産婦健康診査事業の円滑な導入に向けた県単位での実施について……………	17
11	加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度の創設について……………	18
12	介護保険制度の見直しについて……………	18
第5	環境生活行政の充実強化について……………	19
1	プラスチック資源循環法に関する財政支援について……………	19
2	住宅団地の集中処理浄化槽の修繕等に対する支援について……………	19
第6	商工労働行政の充実強化について……………	20
1	ポストコロナ及び物価高騰下における県内産業等に対する支援について……………	20
2	雇用対策及び人材不足の解消について……………	20
3	成田空港周辺地域における地域未来投資促進法の弾力活用に係る 基本計画対象地域の拡大について……………	21
4	海岸における水上オートバイ等小型船舶の危険航行を規制する 条例制定等について……………	21
5	産業用地整備に対する支援等について……………	22
第7	農林水産行政の充実強化について……………	23
1	梨の生産量の維持に向けた生産者等への支援について……………	23
2	園芸用廃プラスチックの処理費用について……………	23
3	広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について……………	24
4	飼料用米生産拡大に対する支援について……………	24
5	農地集積の推進に向けた取り組みへの支援について……………	24
6	イノシシ棲み家撲滅特別対策事業の再開について……………	25
第8	県土整備行政の充実強化について……………	26
	（道路・橋梁）	
1	主要な国道県道の整備の促進について……………	26
2	国県道整備の促進について……………	26

3	主要地方道越谷野田線（野田橋の架け替えを含む）の4車線化 について……………	27
4	都市計画道路今上木野崎線の早期着工について……………	27
5	東武野田線（野田市）連続立体交差事業及び関連事業の 予算確保について……………	28
6	地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）、大原道路の 整備促進について……………	28
7	主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備及び渋滞緩和策 （付加車線の設置）について……………	29
8	国県道における環境整備（維持管理）について……………	29
9	銚子連絡道路の整備促進について……………	30
10	狭隘国道県道の道路改良について……………	30
11	主要地方道松戸野田線の渋滞対策について……………	31
12	（仮称）幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について……………	31
13	国県道の整備促進について……………	31
14	北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について……………	32
15	主要地方道及び県道の整備促進について……………	33
16	主要地方道及び一般県道の整備促進について……………	33
17	県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について……………	34
18	高規格道路「茂原・一宮・大原道路」及び「鴨川・大原道路」の 全線整備促進について……………	34
19	国道128号の4車線化事業の延伸について……………	35

(河川・港湾)

20	洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び 地元市町村負担金の軽減について……………	35
21	治水対策の充実について （一級河川利根川水系清水川総合流域防災事業）……………	36
22	市川三番瀬の再生（護岸）について……………	36
23	真間川水系の整備促進について……………	37
24	二級河川の整備・維持管理及び流域治水について……………	37
25	印旛沼の総合的な対策について……………	37
26	二級河川の整備、維持管理の推進について……………	38

27	一級河川大柏川第二調節池の整備促進について	38
28	二級河川小糸川の整備促進について	39
29	海岸防潮堤の適正管理について	39

(都市基盤)

30	江戸川第一終末処理場の早期完成について	40
31	成田空港の更なる機能強化等への対応について	40
32	インフラ整備の充実について	41
33	市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る 社会資本整備総合交付金の重点配分について	42
34	運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び 県立市野谷の森公園の整備について	42
35	道路の安全性等の確保の充実・強化について	43

第 9 教育行政の充実強化について 44

1	公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の拡充について	44
2	特別支援教育の学校種で合格した者の特別支援学級での配置について	44
3	高等学校の魅力向上と学生寮の整備について	44
4	学校給食費の無償化について	45
5	小中学校における教員定数等の改善について	46
6	高等学校を対象とした部活動に関するガイドラインの策定について	47
7	G I G A スクール構想における 1 人 1 台端末の整備について	48
8	安全・安心で良好な教育環境の充実について	48
9	不登校特例校設置自治体への支援について	49
10	指定避難所となる県立高等学校のトイレの洋式化について	49
11	部活動の地域移行に向けての予算拡充について	49

第 10 警察行政の充実強化について 50

1	道路の安全確保に関する予算の拡充（信号機や横断歩道などの設置） について	50
2	交通安全施設の設置等に係る予算拡充について	50
3	幹部交番の警察署への昇格等、警察体制の強化について	51

【重点要望事項】

健康福祉行政・教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県の制度では、通院については小学校3年生までを、入院費については中学校3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学校3年生まで（一部高校3年生まで）上乘せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあつて、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものと考えるが、より一層の充実として、県補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 子ども医療費助成制度について、多子世帯の負担軽減を制度化すること。
- (3) 既に制度化された月額上限の設定について、上限回数の引き下げを図ること。
- (4) 千葉県による子ども医療費助成の入院・通院ともに対象年齢を、制度化されていない高校3年生まで早期に拡充すること。
- (5) 無償化を含めた全国一律の医療費助成が受けられるよう、国主導による医療費助成制度設計を行うよう国に対し働きかけること。
- (6) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。
- (7) 市町村間の均衡を図るため、県として更なる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。

2 医療・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療・相談体制の充実が優先的課題である。

そのため、地元医師会などの協力のもと地域住民の医療ニーズに応えるよう努力しているが、医師や看護師等の確保には地域の努力のみでは限界がある。

また、地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等が図られる必要がある。

については、医師・看護師等の確保、病院に対する財政的支援等の強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医療従事者の人材確保・定着を促進する取組や、地域における医療従事者の偏在解消となる取組など対策強化を図ること。
- (2) 不採算部門に関わる医療や高度医療などを担い、セーフティネットの役割を果たしている公的医療機関に対し経営健全化を図れるよう財政支援を行うこと。
- (3) 地域医療の安定的な提供を継続するため、広域な地域医療を支える事業に対し、補助金等きめ細かい財政支援を行うこと。
- (4) 県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、県が主体的に取り組むこと。
- (5) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (6) 医師の処遇改善等を進め、常勤医師の確保を図ること
- (7) 県立病院について、耐震改修工事のみに留まらず、老朽化対策と最新の医療環境が期待できる病院に建替え整備を実施すること

3 小中学校における教員定数等の改善について

いじめ問題やSNSトラブルの増加、地域・保護者から学校に寄せられる様々な要望への対応など教育を取り巻く問題は山積し、学校には多種多様な対応が求められており、教職員の業務量は増加している。

また、近年、外国籍児童生徒の増加や給食における食物アレルギー対応、特別な支援を必要とする児童生徒の増加などの課題に対して、一人ひとりに応じた、きめ細かな指導・支援も求められている。

しかし、教員を配置すべき定数があるにも関わらず、講師不足等の影響により教員が配置できていない学校がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 教職員配置については、欠員補充で対応する人事ではなく、正規教員で対応できるような教職員配置を行うこと。また、教職員の業務負担や業務量増加に対応するため、教職員の未配置の解消及び学校職員（担任業務支援員、学習サポーター、スクールサポートスタッフ等）の新たな配置、配置時間数の拡充を行うこと。
- (2) 新規採用教員及び臨時的任用講師の安定的な確保と確実な配置を行うこと。また、臨時的任用講師について、育児・病気等による休職者補充となる代替教員希望者の中には、短時間勤務の希望者が多いため、フルタイムだけでなく短時間勤務等の柔軟な勤務体制の採用条件について検討すること。
- (3) 教職員の未配置が起こらぬよう、教員志願者確保に向けた採用選考の工夫を行うこと。
- (4) 小学校高学年における専科指導やすべての学年における少人数指導の推進のため、指導方法の工夫改善加配数を確保すること。
- (5) 小学校増置定数基準について、新たに18～23学級の区分を設けて3人とし、24学級以上は現在の増置教員に1人ずつ追加するよう見直しをすること。
- (6) 県費負担による増置教員の配置を進め、小中学校を含めた小規模校における増置教員不足を解消すること。
- (7) 小学校教科担任制の円滑な実施を図るために、加配教員および会計年度任用職員等を配置すること。
- (8) 中学校におけるスクールカウンセラーの配置時間、並びに小学校への配置拡大を行うこと。

4 学校給食費の無償化について

学校給食の実施に要する費用のうち食材料費は、保護者が「給食費」として負担しているが、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実に図り、少子化対策及び子育て支援の拡充を一層推進する中で、保護者の経済的負担が大きい給食費の軽減は大きな課題である。

このため、現在、多くの市町村が独自の基準や要件を設けて給食費や食材への補助を実施し、保護者負担の軽減に努めているが、事業の継続には財政的負担が大きく、その対応については各市町村の財政状況等によって地域間格差が生じている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県による学校給食費の無償化補助対象児童を第3子以降から拡大すること。
- (2) 補助対象経費の補助率について、2分の1から拡大すること。また、補助対象経費について、給食費の無償化に係る事務費（人件費含む）を対象に拡大すること。
- (3) 早期に学校給食費の無償化の実現に向けた財政支援策を公表し実施すること。
- (4) 給食費について保護者負担の軽減を図るために、新たな補助制度の創設について、国に対して働きかけること。
- (5) 学校給食費無償化にかかる事業費及び事務費について全額、国の負担により実施するよう、国に対して働きかけること。

【要望事項】

第 1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 自治体DXの推進について

自治体DXについては、国が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえて、各市町村の創意工夫のもと取組が進められているが、マンパワーや財政状況などの制約がある中で、団体によって進捗状況に開きが生じている。

については、すべての市町村で円滑なDX推進が図られるよう、次の事項について措置を講じること。

- (1) デジタル人材の確保・育成に係る支援や、市町村に対する技術的助言・情報提供等の更なる充実を図ること。
- (2) 自治体の情報システムの標準化・共通化について、令和7年度末までとされている移行期限に関する柔軟な対応や、補助上限額の撤廃を、国に対し働きかけること。

第2 総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 高速バスネットワークの機能強化に向けた取組について

南房総地域は、東京湾アクアラインを通じた高速バスネットワークの充実等により、東京・神奈川方面や県内各地へのアクセスの優位性が向上し、居住の場としてのポテンシャルが高まっている。

高速バス路線については、市町村の意向を踏まえ、最終的にはバス事業者の判断で運行しており、高速バスの利便性を一層高めるためには、県内のバスネットワークの再構築やバス乗り継ぎの円滑化など、利用者のニーズに対応した高速バスネットワーク機能の強化を図る必要がある。

については、持続可能で利便性の高い交通ネットワークの実現に向け、県内高速バスネットワークによる本県の広域交通体系の目指す将来像や取組の具体的な方向性を示す計画の策定をすること。

第3 防災・危機管理行政の充実強化について

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 特殊詐欺対策に関する補助金の支給条件の見直し及び支給金額の拡大について

千葉県における令和4年の特殊詐欺被害件数は1,457件、被害額は約34億円に上り、極めて深刻な状況にある。

本市も例外ではなく、強い課題意識を持って取り組んでおり、平成28年度から防犯機能付きの電話機等の購入・設置に係る費用の一部を助成している。また、昨年度から80歳以上の方を対象に録音機を無償で配付・設置する事業を実施しているが、市単独では限界があり、広域的な対策が不可欠である。

千葉県は、市町村への補助事業を令和4年度から開始しているが、補助金の上限額は50万円に留まり、令和3年度の実績を上回る申請分しか補助対象にならないなど、県内の被害が全国上位にもかかわらず、十分な制度となっていない。

については、補助金の上限額を撤廃し、実績額に対する経費を補助対象とするなど、抜本的な見直しをすること。

2 消防防災施設強化事業について

消防車両の導入にあたっては、多くの市町村が消防防災施設強化事業補助金を活用している。原則、単年度での事業のため、補助金の交付においては、契約当初からの複数年契約は認められていない。近年、世界的な半導体不足や新型コロナウイルスなどの影響で、消防用シャシの供給が不安定な状況で、単年度での納車が困難なことから、消防車両の整備に対する補助金の活用は断念せざるを得ない状況である。

については、市町村の消防防災施設の強化が図られるよう、補助制度の見直しを図ること。

第4 健康福祉行政の充実強化について

健康福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県制度では、通院については小学校3年生までを、入院費については中学校3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学校3年生まで（一部高校3年生まで）上乗せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取組むべきものと考え、より一層の充実として、県補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 子ども医療費助成制度について、多子世帯の負担軽減を制度化すること。
- (3) 既に制度化された月額上限の設定について、上限回数の引き下げを図ること。
- (4) 千葉県による子ども医療費助成の入院・通院ともに対象年齢を、制度化されていない高校3年生まで早期に拡充すること。
- (5) 無償化を含めた全国一律の医療費助成が受けられるよう、国主導による医療費助成制度設計を行うよう国に対し働きかけること。

(6) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。

(7) 市町村間の均衡を図るため、県として更なる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。

2 多子世帯の保育料軽減のための県補助事業創設について

幼児教育・保育の無償化により3歳未満の非課税世帯及び3歳以上の保育料の無償化が行われ、また、多子世帯の経済的負担の軽減策として第2子保育料を半額、第3子以降を無償としているが、年収約360万円以上の多子世帯については多子計算の対象となる子どもに、年齢や同時入所の条件が設けられており、条件を満たさない場合は、軽減の対象外となっている。そのため、一部の多子世帯には依然として負担が残る状況となっており、完全な負担解消にはいたっていない。

こうした中、一部の市町村が独自に所得や年齢、同時入所の条件を撤廃し、さらなる多子世帯の負担軽減に取り組んでいるが、各市町村の財政状況等によって地域間格差が生じている。

については、次の事項について措置を講じること。

(1) 所得や年齢、同時入所の条件に関わらず、3歳未満児の保育料を軽減する補助事業を実施すること。

(2) 国の制度として確立するまでの間、千葉県による全ての市町村で多子世帯の経済的負担軽減策の年齢制限が撤廃できるよう、財政措置を講ずること。

3 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」の妊婦健康診査の回数引き上げの国への働きかけについて

国は母子保健法第13条第1項に規定する妊婦健康診査については、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(H27年厚生労働省告示第226号)を示し、14回程度を健診回数の基準として定めている。このたび、国が行ったアンケートで、妊娠が予定日(40週)以降の14回を超えた分の妊婦健康診査について、9割近い市区町村が公費負担をしていないことが明らかになった。

県内市町村の妊婦健康診査については、千葉県市長会と千葉県町村会が千葉県医師会と協議し、回数や受診票毎の助成上限額を県内統一として基準を設け、14回の助成を行っている。

については、県内市民が安心して妊娠、出産できる体制を確保するためにも、県は国に対して妊婦健康診査の回数の引き上げと財政措置の拡充を実施するよう働きかけること。

4 医療・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療・相談体制の充実が優先的課題である。

そのため、地元医師会などの協力のもと地域住民の医療ニーズに応えるよう努力しているが、医師や看護師等の確保には地域の努力のみでは限界がある。

また、地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等が図られる必要がある。

については、医師・看護師等の確保、病院に対する財政的支援等の強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 君津地域4市では、構成する君津保健医療圏で救急医療体制を構築しているが、休日当番医における小児科医の不足や二次待機施設の減少等により、救急医療体制の維持が厳しいため、医療従事者の人材確保・定着を促進する取組や、地域における医療従事者の偏在解消となる取組など対策強化を図ること。
- (2) 不採算部門に関わる医療や高度医療などを担い、セーフティネットの役割を果たしている公的医療機関に対し経営健全化を図れるよう財政支援を行うこと。
- (3) 松戸市立総合医療センターについては、広域的な地域医療を支える重要な役割を担っている。地域医療の安定的な提供を継続するため、広域な地域医療を支える事業に対し、補助金等きめ細かい財政支援を行うこと。
- (4) 松戸市立総合医療センターについては、新たに小児救命救急センターの設置について検討・準備をおこなっている。県内に3つしかないP I C U

(小児集中治療室)を有し、積極的に小児救急患者を受け入れており、小児救急機能のさらなる強化を図っているため、小児救命救急センター設置申請の際は指定を行うこと。

(5) 全国的にも極めて厳しい医療過疎地域である市原医療圏南部や山武長生夷隅医療圏南部の救急医療を継続するため、千葉県循環器病センターを平成29年度以前の診療体制に早急に戻し、更なる充実を図ること。

(6) 県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携(財政的支援も含む。)に係る取決め等の構築について、県が主体的に取り組むこと。

(7) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度(補助金)創設を創設すること。

(8) 東千葉メディカルセンターについては、累積赤字の対応を図るとともに、センターにおける人材確保等に係る支援を継続すること。

(9) 医師の処遇改善等を進め、県立佐原病院小児科の常勤医師の確保を図ること。

(10) 千葉県立佐原病院については、耐震改修のみに留まらず、老朽化対策と最新の医療環境が期待できる建替え整備を実施すること。

5 介護予防支援に係る介護報酬の見直し及び人材確保に関する支援について

要支援者のケアプラン作成の介護報酬が、要介護者のケアプランと比較し著しく低いこと等から、ケアプラン作成に係る介護支援専門員等の人員が確保できず介護予防支援の開始が遅れる事態が生じている。

については、県において、この介護報酬の格差是正について国に働きかけること。

また、格差が是正される間においては、当該格差是正や介護支援専門員等の人員確保に資する新たな補助金等の助成を実施すること。

6 新型コロナワクチン接種に対する財政支援等について

コロナワクチン接種に係る費用について、国では令和5年9月以降、補助金の上限額を設定したため、本市のようにコロナワクチン接種において集団接種会場を設けなくてはならない自治体は、現在示されている国の補助単価内で接種を実施することが困難である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国の上限額を超えた部分を県の単費において財政支援を行うこと。
- (2) 市で集団接種会場を設けなくて済むように各地域の実情を把握し、県で広域の接種会場を設けるか、地域の医療機関に直接働きかけるなど効率的に接種ができる体制確保を実施すること。
- (3) 自治体の実情を考慮し、今後も継続した財政支援について国に対して働きかけること。

7 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業のサービス単価設定の引き上げについて

重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業の安定的運営のため、単価設定の時間的な縛りを設けず、さらに設定する単価を引き上げるなど十分な財政措置を行うよう国に対して働きかけること。

または、千葉県独自の補助制度の制定を行うこと。

8 国が示す指定難病に含まれない疾病に係る独自の医療費助成制度の創設について

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）では、難病のうち、患者数等の一定の要件を満たす疾病に対して、指定難病として医療費助成を行っている。しかし、指定難病に指定されていない疾病は、未だ数多く存在する。

については、千葉県においても東京都や埼玉県と同様に、国の指定に含まれない疾病について、独自の医療費助成制度を創設すること。

9 出産・子育て応援ギフトの広域連携による実施について

出産・子育て応援ギフトは、市町村の判断により現金給付も可能とされているが、現金給付は子育てを目的に用途が限定されないことから、可能な限りクーポン等による給付を行うこととされている。また、電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など、効率的な事業の実施が推奨されている。

市町村単独でのクーポン等による支給は、システム導入に係るコストが大きく、クーポンを使用可能とする地域が限定的となる。また、広域的かつ電子的に経済的支援を行うためのプラットフォームが構築されれば、支給管理の一元化により、県内における里帰り出産等の際に市町村間相互の情報共有が可能となるなど、県民の利便性の向上に資するものである。

については、出産・子育て応援ギフトの電子クーポンによる支給について、広域連携による枠組みの構築を行うこと。

10 産婦健康診査事業の円滑な導入に向けた県単位での実施について

産婦健康診査は、母子保健法において、市は必要に応じ健康診査を行う、又は受診を勧奨しなければならないとされている。自治体が費用の一部助成等を行う産婦健康診査事業は、各医療機関等との契約手続きが煩雑である他、問診票や情報提供の内容が自治体ごとに異なるなど、医療機関等にとっても負担が増える等の課題がある。このため県内の自治体においても、未実施または助成内容に差があるなどの偏りが生じている。

また、産科医療機関の所在により、市外で受診する場合も多い状況である。本市では産後間もない産婦への支援強化を図るため、事業の実施を検討している。

については、円滑な事業実施に向けて、県主導で県医師会等と調整を行い、県内すべての産科医療機関等で健診が受けられる体制を整備すること。

11 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度の創設について

平成27年厚生労働省策定の新オレンジプランでは、認知症の危険因子の一つに難聴を挙げている。

また、新しい生活様式で定着したマスクが、難聴者に「より聞き取りづらい」状況を作っており、そのことによるコミュニケーション機会の減少が「認知症」のリスクを高めるだけでなく、「うつ」や「フレイル」につながることも懸念され、補聴器の必要性は一層高まっている。

については、65歳以上の難聴者を対象に補聴器購入に係る公的補助制度を創設すること。

12 介護保険制度の見直しについて

介護保険制度の安定的な運営を図るために、次の事項について国に対して働きかけること。

- (1) 介護給付費国費負担金については、各保険者に対して、給付費の25%を確実に配分し、調整交付金とは別枠にすること。
- (2) 給付費の不足分は被保険者の負担となるため、被保険者の保険料負担が過重とならないよう国費負担額を引き上げること。

第5 環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 プラスチック資源循環法に関する財政支援について

令和4年から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、容器包装プラスチックとプラスチック使用製品の一括回収が自治体の努力義務とされた。

本市では、現在容器包装プラスチックの分別収集を行っていないため、今後収集の実施に当たり、収集方法や製品の再商品化に必要な措置を講じ、事業者や市民へ周知しなければならない、経費負担の増加が見込まれている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 現在、国は、市町村の関係事業費の一部を特別交付税措置としているが、法律の施行に併せて事業を推進するため、財政力に応じた支援から一律の支援への転換を国に対し働きかけること。
- (2) 県においても、県内市町村の財政的負担を支援する独自施策を検討し実施すること。

2 住宅団地の集中処理浄化槽の修繕等に対する支援について

住宅団地の51人槽以上の集中処理浄化槽は、住民生活を維持するために必要不可欠な施設となっている。集中処理浄化槽を維持管理していくためには、定期的な修繕が必要であるが、施設の老朽化等により修繕費が増大しており、住民負担が重く、住民生活の影響や施設の維持管理能力の低下が懸念される。

については、集中処理浄化槽の適正な維持管理のための修繕費用に対する補助制度を創設すること。

第6 商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 ポストコロナ及び物価高騰下における県内産業等に対する支援について

これまでの国・県・市町村による各種支援策により、企業等の事業活動の維持・継続に効果はあったものの、ゼロ・ゼロ融資を始めとしたコロナ支援の終了や物価高による影響が企業等の収益を圧迫するなど、事業者を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続く見通しである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 企業等の事業活動の維持・継続に向けた支援策を講じること。
- (2) 地域への経済波及効果の大きいMICE分野について、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローの行うイベント分野の誘致や開催に向けた支援における対象の拡充や支援内容の充実を図るとともに、幕張メッセ等の県内施設へのMICE誘致にあたっては、地域の飲食店や宿泊施設等への波及効果の最大化を考慮すること。
- (3) 飼料や農業生産資材の物価高騰対策を行い、農業者の経営が継続できるよう引き続き支援すること。

2 雇用対策及び人材不足の解消について

約3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の流行や、原材料価格の高騰、観光需要の落ち込み、中小企業の人材不足など、地域経済に深刻な影響が出ている。

地域経済を支える雇用面において、経済活動の停滞により多大な影響が生じている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 人材不足の業種（医療・介護、観光、建設等）への転職や、業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の創出につながる新たな対策を講じること。

- (2) ハローワークや近隣市町と連携し、地域の雇用ニーズを捉えた求職セミナーの実施や、若者が魅力を感じる雇用機会の創出など、事業の継続や承継につながる有効な支援を行うこと。
- (3) 本市では労働参加率が非常に高く人材確保が難しいことから、地域外からの移住・定住を含めた労働力確保の施策を講じること。

3 成田空港周辺地域における地域未来投資促進法の弾力活用に係る基本計画対象地域の拡大について

空港機能のさらなる強化や県内企業誘致の推進、従業者の確保等に向けて、基本計画にて「促進区域」としている空港周辺9市町について、今後、更なる地域（自治体）の拡大を検討すること。

4 海岸における水上オートバイ等小型船舶の危険航行を規制する条例制定等について

本市の海岸は、例年、夏季期間中、5地区10箇所海水浴場を開設している。令和4年度の海水浴場開設期間中は、千葉県が定める「海水浴場安全確保実施要領」や市で定める「安全で安心な海水浴場等の確保に関する条例」により区域内の水上バイク等の乗入れや高速航行を規制し海水浴場の安全確保を図ったが、開設期間外及び区域以外の海岸においては規制できない。

そのため、悪質な水上バイクの運転行為や事故、水上バイクを利用した密漁などは県内市町でも多く発生している。

そのような経緯から昨年度、一般公共海岸の管理者である県に対し水上バイクの危険行為を規制する条例制定や海岸環境の整備強化を要望しているが、条例制定までは至っていない。

については、条例制定や海岸環境の整備強化を行うこと。

5 産業用地整備に対する支援等について

山武・東総地域においては、現在、銚子連絡道路横芝光町－匝瑳市間（山武東総道路二期）の令和5年度供用開始を目指し整備が進められている。また、それに続く、匝瑳市－旭市間（山武東総道路三期）も令和4年度に新規事業化され、早期完成に向けて事業が推進されている。

さらには、令和6年度には首都圏中央連絡自動車道の全線開通が計画されており、地域高規格道路による広域道路ネットワークによる地域の一層の発展が期待され、県内への企業立地ニーズが高まっている。

については、企業誘致は雇用創出による地域経済の活性化を図るための有効な施策であるため、産業用地整備の取組に対して、財政支援の充実を図ること。

第7 農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 梨の生産量の維持に向けた生産者等への支援について

梨の生産量については、生産者の高齢化や担い手不足等により、栽培面積・出荷量ともに減少している状況である。また、県内の主要生産地は主に東葛飾地区、印旛地区等であり、都心から近いことで農地以外の土地活用（都市的土地活用）の機運が高いことも栽培面積が減少している要因である。

については、生産量日本一、千葉県の子の生産量を維持するために、次の事項について措置を講じること

- (1) 3か年限定で実施する気象災害に強い果樹産地支援事業を恒久化すること。
- (2) 輝け！ちばの園芸次世代産地整備支援事業における梨棚などの初期投資への優先配分を行うこと。
- (3) 積極的なPRの支援を行うこと。

2 園芸用廃プラスチックの処理費用について

農業用資材や飼料等の高騰が続く中、園芸用廃プラスチック処理費についても、令和2年度の大幅な値上げにより、農業経営へ大きな影響を与えている。

園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針では、廃プラスチックは排出者責任により農業者が適正に処理する一方、経費の増加等の際に、農業者が対応しうる仕組みづくりが求められる。

他方、農業者のみに適正処理を委ねるのではなく、行政機関及び農業団体等が積極的な支援措置を講ずることとされている。

については、園芸用廃プラスチック処理費の負担について、千葉県、市町村、全国農業協同組合、生産者が均等に負担する当初の考えに基づき、千葉県の補助を拡大すること。

3 広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について

本地域は、米、びわ、温州みかん、食用なばな、花卉を中心とした農業が盛んであるが、主要道路は山並に分断され、集落間を連絡する道路が無いため、農林産物の集出荷、集落間の相互交流や農林業の振興など社会生活上の基盤整備が遅れている地域となっている。

については、農林産物の集出荷体系及び流通経路の確立、生活環境の改善を図り、農業の発展と活力ある地域性の形成に向け、安房地域を南北に縦断する国道と県道等を横断で結ぶ基幹農道を早期に整備すること。

4 飼料用米生産拡大に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大や原油・エネルギー価格の高騰等の影響により、農林漁業者の経営は大きな打撃を受けている。飼料用米生産の拡大に対しては、現在、国の経営所得安定対策事業に加えて、県助成の「飼料用米等拡大支援事業」により、取組農家への支援が行われているが、農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、地域の特性や実情を反映させた経営所得安定対策や飼料自給率の向上に資する支援が引き続き必要である。

については、次の事項について、措置を講ずること。

- (1) 国の支援の有無にかかわらず、県助成を継続すること。
- (2) 国の支援が終了した場合においては、国の追加支援分を含む現行の支援規模を県独自に継続すること。
- (3) 国の支援が継続されるよう、国に対して働きかけること。

5 農地集積の推進に向けた取り組みへの支援について

これまで地域で作成・実行を進めてきた「人・農地プラン」は、令和5年4月1日から「地域計画」として名称を改め法定化されている。適切な農地利用には、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地の集積を推進することが必要だが、将来的な地域農業の在り方が見えず、土地の貸借に踏み出せない中小規模農家が数多くいるのが現状である。

については、今後更なる農地集積を進めるため、次の事項について措置を講ずること。

- (1) 地域計画の策定、農地集積の推進を図るため、令和6年度以降も「機構集積協力金」等の農地の出し手への支援措置を継続・拡充すること。
- (2) 農地中間管理機構が行う各種施策について、地域の実情に応じた農地の保全や基盤整備を行うため、土地改良区への業務委託を推進すること。

6 イノシシ棲み家撲滅特別対策事業の再開について

令和3年度の千葉県における鳥獣による農作物被害は、被害面積292.3ha、被害金額3億10万円であり、いすみ市の被害面積は27.19ha、被害金額は2,760万円となっており、野生鳥獣の被害は多くの農業経営を脅かすとともに、営農意欲の減退を招き、耕作放棄地の増加や離農のきっかけに大きく影響を与えている。

県は、イノシシ等の野生鳥獣被害対策3本柱の内、環境整備に関する支援として平成30年度から令和2年度まで「イノシシ棲み家撲滅特別対策事業」を行っており、当該事業を活用し地域活動等により耕作放棄地の刈払いに取り組んだ結果、鳥獣被害が軽減されるなど、事業効果は大きいものであった。

については、「イノシシ棲み家撲滅特別対策事業」を再開すること。

第8 県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

1 主要な国道県道の整備の促進について

地域に密着した縦軸横軸となる主要な国道県道は、拡幅等の整備が遅れ、慢性的な渋滞を引き起こすとともに、歩行者空間等が狭隘であることから歩行者や自転車等の安全な通行に支障をきたしている。

主要な国道県道の整備は、通過車両の生活道路への流入を排除することができ、子供や高齢者をはじめとする歩行者等の安全や地域の生活環境の確保など多くの効果が期待できる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道船橋我孫子線を4車線化(東船橋3丁目交差点～高根町交差点)すること。
- (2) 県道夏見小室線の交差点改良(船橋駅北口十字路)と道路拡幅(船橋駅北口十字路交差点～夏見2丁目15番10号ツカサハイツ前交差点)をすること。
- (3) 国道14号の交差点改良(船橋競馬場入口、船橋大神宮入口、中山競馬場入口)をすること。
- (4) 主要地方道市川印西線の歩道整備(主要地方道船橋松戸線との交差点～法典中央町会館前)をすること。
- (5) 国道296号の交差点改良(津田沼駅入口交差点)をすること。

2 国県道整備の促進について

下記国県道は松戸市内と隣接市を結ぶ重要な幹線道路である一方で、道路幅員が狭く歩道が未整備であることから、歩行者の安全な通行に支障をきたし

ている。また、道路交通においても慢性的な渋滞の発生により、円滑な交通の確保が求められている。

については、次の事項について必要な財源を確保し、早期整備を講じること。

- (1) 主要地方道市川柏線の道路拡幅整備（高塚十字路交差点～市川市境・八柱駅北口入口交差点～都計道3・3・7号との交差部付近）をすること。
- (2) 国道464号の道路拡幅整備（小山～串崎新田地先・大橋832番地先）をすること。
- (3) 主要地方道松戸野田線の道路整備（根本～小山）をすること。
- (4) 一般県道松戸鎌ヶ谷線の歩道拡幅整備（五香十字路交差点付近～鎌ヶ谷市境）をすること。
- (5) 一般県道白井流山線の無電柱化の整備（北小金駅前の小金宿通り）をすること。

3 主要地方道越谷野田線（野田橋の架け替えを含む）の4車線化について

主要地方道越谷野田線の野田橋付近は、千葉・埼玉両県の交通が集中しており、特に交通渋滞が激しい路線となっている。更に、流山市の大規模な物流施設が令和6年3月末に全て開業することから、より一層の交通量増加が見込まれ、野田橋の架け替えを含む越谷野田線の4車線化は急務となっている。

については、都市計画決定に向けた各種調査業務（交通量調査等）を実施するための財政措置を行うこと。

4 都市計画道路今上木野崎線の早期着工について

市道1260号線（産業道路）は国道16号に向かって日常的に交通渋滞し、踏切部はボトルネックとなっている。

このため、主要地方道松戸野田線と交差する今上交差点の改修を含む今上木野崎線の整備により、埼玉県から玉葉橋を渡り、国道16号に向かう交通渋滞を改善し、東西方向の道路容量を補強して円滑な交通処理を行うことで、市街地の交通円滑化及び東西方向の道路ネットワークの強化、更には地域の環境改善が期待される。

については、現在まで、事業地の用地買収が順次実施されているが、東武野田線との立体交差を含む道路工事の早期着工に向け、引き続き、用地補償費等の財政措置をすること。

5 東武野田線（野田市）連続立体交差事業及び関連事業の予算確保について

連続立体交差事業は、踏切除却と交差する幹線道路の整備により、交通渋滞や踏切事故が解消され、鉄道により分断された市街地の一体化など、鉄道沿線のまちづくりに寄与する地域経済活性化の核となる事業である。

本事業は、令和5年度の事業完了を目指していたが、公共下水道座生1号幹線の復旧や工事完了後の事後調査等に時間を要することから、事業期間を3年間延伸している。加えて、労務資材単価の上昇及び軟弱地盤対策等の工法変更により、総事業費が442億円に増額となっている。

また、関連する野田市駅西土地区画整理事業について、市施行により事業を推進しており、県道野田牛久線沿線の物件補償を鋭意進めている。野田市駅西地区のまちづくりにおいて、県道野田牛久線の早期整備が課題となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 連続立体交差事業完了に向け計画的かつ着実な進捗が図れるよう財政措置をすること。
- (2) 県道野田牛久線については、千葉県施行の街路事業による整備及び財政措置を併せて行うこと。

6 地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）、大原道路の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図るうえで重要な道路である。

また長生地域にとっても、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域の活性化を図るうえで本道路の果たす役割は重要である。

については、地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）と大原道路から創出される中房総地域への観光振興の更なる拡大のため、長生グリーンラインの整備促進と大原道路の早期事業化を図ること。

7 主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備及び渋滞緩和策（付加車線の設置）について

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、佐倉市の南北を結ぶ都市計画道路寺崎・萩山線として位置づけられた重要な道路である。このバイパス整備により市内の混雑緩和や京成電鉄軌道との安全な交差が図られ、狭あい道路を大型貨物自動車等が通行することによる危険性などの市内交通の様々な課題の解消が期待される。

また、国道51号や東関東自動車道水戸線から観光拠点である印旛沼などを経由し、千葉北道路等北総地域までを南北に結ぶ広域的な幹線道路として更なる交通アクセスの改善及び地域経済の発展が期待できる。一方、寺崎北交差点周辺では慢性的な渋滞の発生により、地域住民の生活に支障をきたしている。

については、早急な佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備及び慢性的な渋滞を解消するため、付加車線設置等の渋滞緩和策を行うこと。

8 国県道における環境整備（維持管理）について

例年、草の繁茂時に歩行者の通行障害や車両の視距不良（交差点など）に関し、国道126号や主要地方道などを中心に除草の要望が多く寄せられている。

また、路面標示や区画線などが経年劣化している箇所が多く見受けられ、歩行者の通行に支障をきたしており、八街市で発生した事故を受け、市民も交通安全に対する意識が高まっている。

さらに、梅雨時期から台風シーズンを中心に道路側溝が土砂や枝木等により閉塞し、道路排水が溢れ出し冠水や臭気を発生する箇所がある。

については、国県道における車道・歩道周辺の防草対策、路肩などに堆積した土砂等の撤去及び区画線や路面標示の引き直しなど、維持管理に必要とされる予算の更なる拡充を図り、早期かつ計画的な対応に努めること。

9 銚子連絡道路の整備促進について

銚子連絡道路は、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格となり、地域間の連携、交流の促進、物流の効率化、周辺環境の改善など東総地域の活性化及び利便性の向上に資する道路である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 令和4年度より新規事業化された匝瑳市から旭市間の約13kmの調査・設計を着実に進め、事業の推進を図ること。
- (2) 現在、整備が進められている旭市から銚子市間の6kmの早期完成を図ること。

10 狭隘国道県道の道路改良について

主要地方道である天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線は、周辺住民にとって主要な生活道路であるが、狭隘な区間が多く、また、歩道が整備されていないため歩行者にとって大変危険な道路となっている。

また、国道297号は、地元市の都市間交流に重要な幹線道路であり、首都圏中央連絡自動車道木更津・東金間が供用開始され、車で来訪する観光客の多くが利用しているが、松野地先の道路が特に狭隘であり、また、本道路は通学路となっている区間があり、路側帯のカラー舗装はされたものの、歩道が整備されていないため、毎日子供たちが危険と隣り合わせにある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道128号、国道297号及び主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線における狭隘な区間についての道路改良・歩道整備等を図ること。
- (2) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (3) 国道県道の維持管理について、沿線の除草作業の充実を図ること。

11 主要地方道松戸野田線の渋滞対策について

主要地方道松戸野田線について、4車線化等の抜本的な渋滞緩和対策を取組むこと。

については、当面の渋滞対策として、野田市今上交差点の右左折レーンの延長とともに、引き続き、適切な管理のもと必要な補修工事を随時行うこと。

12 (仮称)幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

本路線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県広域道路整備基本計画の広域道路網マスタープランに位置付けられ、整備が進められている。本路線の中間に位置する八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間(約3.4km)が八千代都市計画道路3・3・27号線として都市計画決定され、中間部(約1.8km)は、西八千代北部特定土地区画整理事業により整備が行われ供用開始された。

今後、人口増加に伴い交通量の増加が予想され、本来の広域ネットワーク道路の機能を有効に発揮し、消防活動等災害対応の迅速化を図る必要がある。

については、供用区間を除く都市計画決定区間の事業を推進し、具体的な整備時期を検討するとともに、国道296号バイパスとの接続部の整備についても検討すること。

13 国道県道の整備促進について

東関東自動車道館山線及び国道127号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道など、本市周辺の高規格幹線道路網の整備は着実に進められている。

一方、これら道路と本市とを結ぶアクセス道路となる国県道は、継続して整備が進められているが、一部には狭隘かつ屈曲、急勾配な箇所や歩道の未整備区間が残り、利用者が安心して通行できる道路とは言い難い状況にある。

また、県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想の実現のためにも、高速道路等と一体となって機能する国県道等の道路網の更なる整備促進が必要である。

については、高規格幹線道路と本市を結ぶアクセス道路となる国県道の整備促進のため、次の措置を講じること。

- (1) 一般県道天津小湊田原線の坂下バイパスの整備促進、通学児童・生徒の交通安全対策として、歩道を設置すること。
- (2) 主要地方道市原天津小湊線の竜ヶ尾周辺の狭隘・屈曲箇所解消、坂本工区改良事業の整備を促進すること。
- (3) 主要地方道鴨川保田線の長狭高校前交差点の右折レーンの設置、主基交差点の整備促進、御園橋の架け替えの整備を促進すること。
- (4) 国道128号の天津バイパスの斜面・法面等の防災対策を実施すること。
- (5) 国道410号の八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所解消、大川面地先交通安全対策として、歩道を整備すること。
- (6) 主要地方道富津館山線の金束工区の整備を促進すること。
- (7) 主要地方道千葉鴨川線の国道128号から鴨川警察署前交差点までの歩道を拡幅すること。
- (8) 主要地方道鴨川富山線の東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消すること。

14 北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力、また災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

令和3年度に、東京外かく環状道路から市川市大町付近までの3.5kmについて、国の権限代行による新規事業化となったが、北千葉道路は全線が供用開始することで、事業効果が発現される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 未事業化区間の事業化を行い、市内の慢性的な交通渋滞を緩和させるため、先行して事業着手している粟野バイパス整備を促進すること。
- (2) 市民が利用しやすい道路形態にすること。

- (3) 吉高交差点から成田方面の暫定2車線供用区間を本線4車線の完成形に整備を促進すること。
- (4) 景観向上の観点に配慮した道路管理に努めること。

15 主要地方道及び県道の整備促進について

主要地方道浜野四街道長沼線の国道51号と国道126号を結ぶ区間のうち、四街道市域における国道51号の北千葉拡幅事業及び千葉市域の完成により、地区住民から全区間の早期完成を望む声が強まっている。

また、沿道には四街道市総合公園があり、アクセス道路として利用者が多く、現在の狭い歩道等の改善が必要である。

さらに、令和元年度より着手している県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区において、当該路線は児童の通学路に指定されており、歩行者への安全対策は急務である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道浜野四街道長沼線における四街道市域の区間の早期完成に向けてより一層の事業推進を図ること。
- (2) 3・4・7号南波佐間内黒田線を県事業として、連続した早期整備を行うこと。
- (3) 令和元年度より着手している県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区の早期整備を行うこと。

16 主要地方道及び一般県道の整備促進について

主要地方道千葉竜ヶ崎線は、千葉ニュータウンに建設された大型物流施設の稼働により、大型車両の交通量が増加し、交通渋滞が発生しており、歩道が未整備箇所では歩行者の安全も懸念されている。主要地方道船橋印西線については、千葉ニュータウン地区から主要地方道市川印西線までが未整備のため、主要地方道千葉竜ヶ崎線へ車両が集中し、交通渋滞が発生している。さらに、一般県道印西印旛線は、JR小林駅へ通ずる幹線道路、また通学路でもあるため、早期完成が地元住民からも望まれている。

については、次の事項について措置を講ずること。

- (1) 主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通りを早期完成すること。
- (2) 主要地方道船橋印西線を延伸整備すること。
- (3) 一般県道印西印旛線を早期完成すること。

17 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

一般県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの北側を白井市根地先から印西市草深を結ぶ主要道路であり、また、市の都市マスタープランでは「地域間幹線道路」として位置付け、国道16号や国道464号との道路ネットワークを形成し地域の利便性の向上や円滑な交通の確保について重要な役割を担い、市の発展に大きく寄与している。

しかし、長年、白井市清戸地先において整備がこう着しているため、本市の街づくりにおいて大きな支障となっており、迂回路となっている周辺市道では、交通量増加に伴い通勤・帰宅時間帯や週末の交通渋滞及び安全性が深刻な問題となっている。

については、一般県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備を行うこと。

18 高規格道路「茂原・一宮・大原道路」「鴨川・大原道路」の全線整備促進について

夷隅地域は医療施設が希薄であり、長生・山武・安房地域の医療機関に依存している。また、国道128号の日常的な渋滞や災害時での代替え道路の確保など道路網の脆弱が懸念されている。

首都圏中央連絡自動車道に接続する本線の整備は、交通環境の課題が改善され、観光振興の更なる拡大、地域創生の目標実現のためにも、極めて重要な路線である。

については、地域高規格道路「茂原・一宮・大原道路」の長生グリーンラインの早期完成はもとより、いすみ市から鴨川への地域高規格道路「鴨川・大原道路」早期建設道路と位置付け、外房地域の医療・防災・産業の観点からも全線の整備を促進すること。

19 国道128号の4車線化事業の延伸について

本市において国道128号は南北に通る東金市と茂原市を結ぶ重要な幹線道路であり、主要地方道千葉大網線及び主要地方道山田台大網白里線と並んで、物流を担う主要道路として、市民生活に欠かせない生活道路としても多く利用されている。

国道128号線の4車線化においては、山田台大網白里線バイパス交差点付近から二級河川小中川までを事業区間とし、これまでに一部区間において4車線化が完了し、交通渋滞の解消が図られている。

しかし、事業区域外については、朝夕を中心に渋滞が発生しており、特に永田駅入口交差点周辺では、通勤時間帯において慢性的な渋滞が発生している。

については、国道128号の4車線化事業を二級河川小中川から茂原市境まで事業区間の延伸を図ること。

(河川・港湾)

20 洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の軽減について

令和4年12月、経済産業省及び国土交通省が、再エネ海域利用法に基づく銚子市沖促進区域について、事業者から提出された公募占用計画を認定した。他の千葉県の太平洋沿岸海域においても洋上風力発電設備の導入が検討されている。国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向け、主力電源として期待される洋上風力発電の導入拡大を図るためには、当該設備の立地自治体における理解と協力が必要となる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県沿岸地域に洋上風力発電設備の導入拡大を図るため、必要な港湾整備を実施すること。
- (2) 港湾整備の際は、国の負担（補助）の引き上げを求め、さらに、市町村の負担割合を引き下げること。

21 治水対策の充実について（一級河川利根川水系清水川総合流域防災事業）

近年、全国的な豪雨災害が頻発化・激甚化しており、流域治水対策の重要性が非常に高まっている。

千葉県においても、洪水が発生した際の浸水対策として、護岸等の河川整備が進められている。

また、国においても集中豪雨による増水や地震により津波が発生した場合、利根川水系における流域治水の一環として浸水被害を防止するため、無堤部の築堤や樋管などの整備が進められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一級河川清水川の銚子市大橋町から清川町までの護岸整備を早期に完成させること。
- (2) 利根川からの逆流に伴う冠水対策として、樋管又は水門及び排水機場の設置を検討すること。

22 市川三番瀬の再生（護岸）について

現在、塩浜2丁目護岸後背地の区画整理事業による公園予定地100m区間については、県事業により階段式護岸が整備された他、その他の2丁目護岸についても、緩傾斜護岸による整備が進められている。

令和3年度に2丁目護岸が概ね完成したが、一部、護岸高が不足し、後背地の歩道部が未整備となっている区間があることから、整備要請、構造及び整備時期等について協議を行う必要がある。また、隣接する3丁目護岸については、千葉県より施工予定が示されていないことから、構造及び整備時期等について調整を行う必要がある。

については、一部未整備である2丁目護岸の整備に関する協議の開始及び3丁目護岸整備の検討状況を示し、速やかに整備に着手すること。

23 真間川水系の整備促進について

近年の台風の大型化や局地的な大雨に対して、本市では排水施設整備だけでなく流出抑制対策の強化や自助活動への支援を進めているところではある。

しかし、浸水被害リスクを軽減するためには抜本的な対策となる河川事業の完遂が必要不可欠となっている。

については、市民の生命と財産を守るため、未だ完成に至っていない春木川改修・大柏川第二調節池整備及び事業を再開した派川大柏川改修について、整備の促進を図ること。

24 二級河川の整備・維持管理及び流域治水について

令和元年10月25日の大雨により二級河川の数箇所河川が氾濫し、特に一宮川沿線の茂原市街地を中心に住居や店舗およそ3,700棟が床上床下の浸水被害を受け、平成元年、平成8年、平成25年に続き、平成以降四度目の被災となった。

このため、被災した多くの市民は度重なる浸水被害により、精神的・経済的に疲弊している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 河川改修を主とする浸水対策の早期完成のため、関係予算の増額を図ること。
- (2) 河川の維持管理について、堆積土撤去や竹木伐採などを定期的実施すること。
- (3) 流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組みを、県が主体となり推進させること。

25 印旛沼の総合的な対策について

印旛沼周辺は、県立印旛手賀自然公園区域にも指定され、レジャー、親水、観光が盛んである。またその表流水は上水道や、工業用水及び農業用水の水源としても利用されている一方で、その水質は常に全国ワースト上位となっている。

印旛沼流域は13市町と広域にわたり、県を主体に流域市町等が協力して水質浄化などの諸問題に取り組んでいるが、未だ抜本的な解決は図られていない。

また、印旛沼は周辺の河川、特に、一級河川鹿島川及び高崎川の最下流に位置し、近年の局所的な豪雨も相まって治水対策は重要な課題となっている。

については、印旛沼の水質浄化対策や治水安全度の更なる向上を図るため、堆積した底泥の浚渫や、水の流動化を図る対策などの各種取り組みの一層の推進により、総合的な治水対策を実施すること。

26 二級河川の整備、維持管理の推進について

二級河川加茂川、袋倉川、曾呂川は、近年の集中豪雨により度々氾濫し、床上・床下浸水や道路・水田の冠水など、沿岸地域に甚大な被害を及ぼしている。特に袋倉川では令和元年の台風21号通過の際、数箇所において氾濫が起き、甚大な被害が発生している。

また、加茂川の河口部では、堆砂が進み、河口閉塞による水質悪化や悪臭が発生している。

さらに、経年的な劣化や老朽化及び外力等による損傷を受けた護岸や床止めなどの既存施設については、機能低下が懸念されるため、適切な維持管理を図る必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 二級河川加茂川、袋倉川、曾呂川の浸水対策の検討と未整備区間の護岸等の整備を行うこと。
- (2) 二級河川加茂川の河口部の定期的な閉塞対策（浚渫等）を行うこと。
- (3) 二級河川の既存施設において、損傷を受けた護岸や床止めなどの適切な維持管理を図ること。

27 一級河川大柏川第二調節池の整備促進について

鎌ヶ谷市道野辺・馬込沢地区は、過年度より度重なる浸水被害が発生する地区で、床上・床下浸水に見舞われる家屋が数多くある状況である。

本市は、この浸水被害を軽減するため、一級河川大柏川の上流に位置し馬込沢地区を流れる準用河川二和川流域に二和貯留池や横下貯留池等を整備し治水対策を進めてきたが、浸水被害の解消には至っていない。

このような状況の中、一級河川大柏川第二調節池の用地取得が進捗したことから、準用河川二和川整備事業に着手したが、事業の整備効果を発揮させるためには、一級河川大柏川第二調節池の整備促進が必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一級河川大柏川第二調節池について、速やかに事業を完了すること。
- (2) 上面利用についても通学路としての活用なども含め、引き続き事業の進捗に合わせて、検討、協議すること。

28 二級河川小糸川の整備促進について

小糸川の河川改修事業については、平成21年に地域住民や河川管理者等で組織された小糸川流域懇談会で検討された整備計画に基づき、中流域の河道拡幅工事が進められているが、令和2年に県が公開した洪水浸水想定区域図は下流域も含め、広範囲にわたる浸水が想定されている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 近年の線状降水帯や台風に伴う大雨の雨量を想定した整備計画の見直しを実施し、河川改修の未整備区間について早期に完成させること。
- (2) 堆積した流竹木や土砂等によって流下能力の低下や災害の発生が懸念されることから、浚渫工事を計画的に実施すること。

29 海岸防潮堤の適正管理について

高潮対策の一環として嵩上げ工事を進めている白里海岸防潮堤においては、この堤に沿って砂が堆積している状況となっている。この状況を放置すると防潮堤の最上部の高さまで砂が堆積するとともに、防潮堤の内側の海岸駐車場等にまで飛散し、駐車区画が砂で覆われてしまうほか、厚く堆積した場所では車両がスタックしてしまう危険性もある。

海岸の特性上、砂の堆積を完全に防ぐことはできず、本市としては年間を通し財政面を含めて、駐車場の砂の撤去に苦慮しているところである。

については、防潮堤に沿って堆積する砂を除去することにより、防潮堤内側への砂の侵入を減らすことができるため、定期的な砂の撤去を行うこと。

(都市基盤)

30 江戸川第一終末処理場の早期完成について

令和5年度千葉県当初予算編成に対する要望への回答において、水処理系列全9系列のうち、令和2年度の第1系列供用後、第2系列の工事を進めており、令和9年度の供用を目指すことが示されたが、第3系列以降の供用時期については明らかにされていない。

については、江戸川第一終末処理場水処理第2系列以降についても出来る限り早期に完成することと併せ、第3系列以降の整備予定を早期に明示すること。

31 成田空港の更なる機能強化等への対応について

成田空港の更なる機能強化の進展や新型コロナウイルス感染症収束後における航空需要の回復に伴い、今後、成田空港までの鉄道アクセスに対する需要は、大幅な増大が予想される。

また、成田空港及びその周辺地域では、現在も道路の混雑が常態化しているが、令和4年1月に開場した成田市公設地方卸売市場や、新たな住環境整備、大学病院を核とした医療産業等の立地等により、今後ますます交通状況の悪化が懸念されることから、空港周辺地域の交通アクセス改善が急務である。特に、既存道路の混雑の緩和及び新たな公共交通網の整備について、早期に具体的な対策を行う必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田空港への鉄道アクセスの更なる向上に向け「都心直結線」の整備や空港周辺の単線区間の解消等を目指すべく、鉄道事業者へ働きかけ、N A A

や鉄道事業者を含めた関係者が緊密に連携できるような場を早期に設けること。

- (2) 県道成田小見川鹿島港線の4車線化をはじめ、成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」に掲げられている道路の整備を進め、その具体策について早期に提示すること。
- (3) 成田空港の更なる機能強化に伴う新たな市街地開発を目的とした市街化区域への編入等についての手続きを円滑に進められるよう、協議・調整すること。
- (4) スマートインターチェンジ設置に係る国への働きかけや、新たな幹線道路整備及び医療関連分野をはじめとする産業集積に向けて、財政面を含めた多様な支援を行うこと。
- (5) 本市が進める吉倉地区周辺における新たな都市基盤の整備においては、鉄道構想駅の実現が不可欠であることから、鉄道構想駅の整備や鉄道事業者への働きかけ等、財政面を含めた多様な支援を行うこと。
- (6) 物流に伴う大型車の増加により、酒々井インターチェンジから国道296号を經由し空港に向かう路線は慢性的な渋滞が発生しているため、酒々井インターチェンジから成田空港に向かう新たな物流動線として、富里市道01-008号線等から国道296号交差点を経て、県道八日市場佐倉線までの間を、地域と空港の発展が好循環する地域づくり実現に向けて策定された実施プランに位置付け、千葉県において広域幹線道路として整備すること。

32 インフラ整備の充実について

道路整備は、市の発展や市民の利便性向上、地域の安全・安心、他自治体との広域的な連携及び災害時の迅速な対応のために必要不可欠なインフラ整備である。

については、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、必要な予算の安定的な確保を図っていくため、社会資本整備総合交付金の要望額に対する満額交付について、国へ積極的に働きかけること。

また、千葉県全体のインフラ整備を県と市町村が一体となり推進する観点から、社会資本整備総合交付金の要望額に満たない部分（要望額に対して交付額が下回る部分）に対する千葉県独自の補助制度を創設すること。

33 市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る社会資本整備総合交付金の重点分配について

都市計画道路八幡椎津線（平成通り）は、京葉臨海工業地帯を支え、緊急輸送道路である国道16号を補完するダブルネットワークであるとともに、千葉市から木更津市までを結ぶ広域的な都市幹線道路であり、災害時の避難・救援路として重要な役割を担っている。

また、都市計画道路八幡椎津線は沿線都市との広域連携を促進し、地方創生・地域経済の好循環につなげるために不可欠な重要路線であり、全線の早期開通が求められる。

しかし、社会資本整備総合交付金の予算配分は、国が示す重点事業に特化しており、持続的な交付金の確保を危惧している。

については、本路線が国の推進する防災・減災、国土強靱化における重点施策等に照らし重要な路線であることを踏まえ、広域都市圏の発展に必要な事業に交付金を重点配分するよう、国に対して働きかけること。

34 運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について

平成10年度から施行している運動公園周辺地区土地区画整理事業については、事業期間が令和11年度までとなったことから、他事業と比較すると遅れている。また、市野谷の森公園全体の早期完成についても住民から一日でも早い完了を求める声があがっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 確実に換地処分が行えるよう、徹底した事業進捗と執行管理を行うこと。
- (2) 運動公園周辺地区のうち遅れている南部地区の整備について、地権者に丁寧な説明を行い、事業の推進を図ること。
- (3) 骨格となる都市計画道路の早期整備を図り、特に3・3・2号新川南流山線及び3・3・28中駒木線を令和6年度に完成すること。
- (4) 県立市野谷の森公園について、貴重な緑の保全及び自然とのふれあいの場の創出により、本市の目指す「都心から一番近い森のまち」の早期実現に資するため、可能な限り事業期間の短縮を図り、早期に完成させること。

35 道路の安全性等の確保の充実・強化について

道路は住民の生活に最も身近な公共施設であり、ライフラインの設置場所や防災空間としても住民生活を支える大変重要な施設である。

しかし、老朽化が進行し、住民から寄せられる振動や騒音等への対策として、舗装修繕を行うべき道路が数多くある状況である。

舗装修繕に際しては、表層の切削オーバーレイによる修繕を多く行っているが、表層のみの切削オーバーレイについては、社会資本整備総合交付金を活用できない運用となっている。

については、道路の安全と沿道住民の良好な住環境維持のため、道路修繕の予算確保と合わせ、表層の切削オーバーレイなど様々な工種にも活用できるよう、柔軟な制度とすることを国に対して働きかけること。

第9 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の拡充について

公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法は、毎年、文部科学省から通知され建築単価等が示されているが、昨今の物価上昇の影響で建築単価が上昇し、工事費が増大しており、配分基礎額の算定で用いる建築単価では市の財政負担が大きくなっている状況である。

については、工事費の増大による地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の建築単価等が増額されるよう国に対して働きかけること。

2 特別支援教育の学校種で合格した者の特別支援学級での配置について

特別支援教育で合格した新規採用者は、原則特別支援学校での採用となっている。本市の特別支援学級は、小学校で10学級、中学校で5学級増えており、令和5年度の小学校特別支援学級の定数内欠補の数は3名、中学校特別支援学級の定数内欠補の数は19名である。少しでも新規採用者が配置されれば特別支援教育を推進する上で大きな力となり、また定数内欠補の数を減らすことができる。

については、特別支援教育の学校種で合格した者を特別支援学級に配置すること。

3 高等学校の魅力向上と学生寮の整備について

県立高等学校の第8学区には県立高等学校4校のほか、私立高等学校2校、特別支援学校等がある。また、館山総合高等学校には各種海洋系資格が取得できる県内唯一の海洋系学科があり、安房拓心高等学校には土木系や調理系などの資格を取得できる学科が設置されている。

しかし、近年、少子化や学区外の私立高等学校への進学者の増加等により、殆どの専門学科において定員割れが続いており、将来にわたって現在の環境を維持することが厳しい状況となっている。

県内に海洋系学科があるにも関わらず、県外の寮がある高等学校を選択している状況の改善や学区外から入学者を増加させるには、居住施設の確保が必須である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 高校生向けの寮設備を整備し、県内外からの進学を受け入れられる環境を整備すること。
- (2) 高等学校の更なる魅力向上に取り組むこと。

4 学校給食費の無償化について

学校給食の実施に要する費用のうち食材料費は、保護者が「給食費」として負担しているが、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実を図り、少子化対策及び子育て支援の拡充を一層推進する中で、保護者の経済的負担が大きい給食費の軽減は大きな課題である。

このため、現在、多くの市町村が独自の基準や要件を設けて給食費や食材への補助を実施し、保護者負担の軽減に努めているが、事業の継続には財政的負担が大きく、その対応については各市町村の財政状況等によって地域間格差が生じている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 給食費について保護者負担の軽減を図るために、新たな補助制度の創設について、国に対して働きかけること。
- (2) 学校給食費の無償化の実現に向け、市町村の学校給食費に対する財政支援を行うこと。
- (3) 千葉県による学校給食費の無償化補助対象児童を第3子以降から拡大すること。

- (4) 補助対象経費の補助率について、2分の1から拡大すること。また、補助対象経費について、給食費の無償化に係る事務費（人件費含む）を対象に拡大すること。
- (5) 国に対し、学校給食費無償化にかかる事業費及び事務費について全額、国の負担により実施するよう働きかけること。
- (6) 県内の全ての地域で子育て世代の経済的負担軽減の取組が推進できるよう、早期に学校給食費の無償化に向けた財政支援策を公表し実施すること。

5 小中学校における教員定数等の改善について

いじめ問題やSNSトラブルの増加、地域・保護者から学校に寄せられる様々な要望への対応など教育を取り巻く問題は山積し、学校には多種多様な対応が求められており、教職員の業務量は増加している。

また、近年、外国籍児童生徒の増加や給食における食物アレルギー対応、特別な支援を必要とする児童生徒の増加などの課題に対して、一人ひとりに応じた、きめ細かな指導・支援も求められている。

しかし、教員を配置すべき定数があるにも関わらず、講師不足等の影響により教員が配置できていない学校があることから、については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 欠員補充で対応する人事ではなく、正規教員で対応できるような教職員配置を行うこと。
- (2) 臨時的任用講師について、育児・病気等による休職者補充となる代替教員希望者の中には、短時間勤務の希望者が多いため、フルタイムだけでなく短時間勤務等の柔軟な勤務体制の採用条件について検討すること。
- (3) 学習サポーターの配置時間数の増加及び配置人数を拡充すること。
- (4) スクールサポートスタッフについて、配置時間数を増加すること。

- (5) 新規採用教員及び臨時的任用講師の安定的な確保と確実な配置を行うこと。
- (6) 小学校高学年における専科指導やすべての学年における少人数指導の推進のため、指導方法の工夫改善加配数を確保すること。
- (7) 小学校増置定数基準について、新たに18～23学級の区分を設けて3人とし、24学級以上は現在の増置教員に1人ずつ追加するよう見直しをすること。
- (8) 教職員の未配置が起こらぬよう、教員志願者確保に向けた採用選考の工夫を行うこと。
- (9) 学校職員（担任業務支援員やスクールサポートスタッフ等）の新たな配置を行うこと。
- (10) 教職員の業務負担や業務量増加に対応するため、教職員の未配置を解消すること。
- (11) 県費負担による増置教員の配置を進め、小中学校を含めた小規模校における増置教員不足を解消すること。
- (12) 小学校教科担任制の円滑な実施を図るために、加配教員および会計年度任用職員等を配置すること。
- (13) 中学校におけるスクールカウンセラーの配置時間、並びに小学校への配置拡大を行うこと。

6 高等学校を対象とした部活動に関するガイドラインの策定について

千葉県では、令和5年3月に地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動のあり方等に関するガイドラインを策定しており、高等学校についても原則適用することになっている。

しかし、本方針を高等学校に適用するにあたっては、中学校教育の基盤の上に多様な教育が行われている点を踏まえた運用に留まる方針となっている。

先進の広域自治体においては、高等学校に対する具体的な指針を定め、地域差や学校差が生じさせないための取り組みを積極的に進めている。

については、千葉県においても、生徒の怪我予防や心身の健全な育成などを図る観点から、高等学校における活動時間や休養日等の活動総量に関して具体的な上限を含めた新たなガイドラインを早期に策定すること。

7 G I G Aスクール構想における1人1台端末の整備について

1人1台端末の整備にあたっては、1台あたり45,000円を上限として補助が行われたが、端末の調達のみ限定されており、児童生徒が実際に利用するにあたっての端末の設定等に係る経費については補助対象とはならず、大きな負担となった。

また、今後、端末の更新等は必須であり、経費も相当額見込まれる。

については、G I G Aスクール構想における1人1台端末の整備については国策と考えることから、今後行うべき端末の更新等にあたっては国の責任において行うよう、県から国に対して働きかけること。

8 安全・安心で良好な教育環境の充実について

教育の機会均等を確保するとともに、安全・安心かつ快適な教育環境を確保するためには、公立学校施設整備に係る改築事業、大規模改造事業、長寿命化改良事業その他各種事業について、設置者の計画事業が円滑に実施することが必要である。

については、昨今の物価高騰を反映し、予算総額の充実に加え、補助要件の緩和や実情に即した補助率・補助単価の引き上げを国に対して働きかけること。

9 不登校特例校設置自治体への支援について

全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあり、不登校対策は喫緊の課題である。

こうした状況において、様々な事情や背景を抱えた児童生徒に対して、実態に配慮した、安心して教育を受けることができる不登校特例校の設置が必要である。

については、不登校特例校に関して、整備費用や運営に関する補助金等の支援制度を確立するとともに、職員の配置に関する考え方を明確にすること。

10 指定避難所となる県立高等学校のトイレの洋式化について

千葉県においては、令和5年度より、DB方式の導入による改修工事を行い、令和11年度までに、県立学校のすべてのトイレを洋式化するとされている。

については、災害時に指定避難所となる県立高等学校の改修工事を優先的に進めること。

11 部活動の地域移行に向けての予算拡充について

教員の働き方改革を目的とし、部活動の地域への移行が進められているが、これまで無償で行われてきた部活動が、原則受益者負担となり、将来にわたってスポーツや文化活動の機会が失われることが懸念されている。

また、地域の実情に考慮した指導者の選定、育成のための報奨金に加え、消耗品、施設の環境整備等、様々な経費が継続的に市町村の負担となることが見込まれる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 生徒がこれまで同様に無償でスポーツや文化活動が行えるよう、クラブ等の参加費や送迎について、新たな補助制度等、必要な財政支援を実施すること。
- (2) 現在の市町村への補助制度は恒久的なものではないため、継続的な財政支援を実施すること。

第10 警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 道路の安全確保に関する予算の拡充（信号機や横断歩道などの設置）について

車や自転車などの交通量が増加傾向にあり、交差点内の安全確保等、交通安全対策及び交通事故防止を最優先に考え、整備することが重要である。特に横断歩道や停止線等の白線が消えかかっている箇所は、歩行者並びに車両の運転手からの視認性が低くなることで事故につながる危険性があり、交通安全の確保が難しくなることが懸念される。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 信号機の新たな設置や横断歩道の設置すること。
- (2) すでにある停止線や横断歩道等の補修、塗り直し等の交通安全施設への適切な維持管理に係る予算を更に増額すること。

2 交通安全施設の設置等に係る予算拡充について

本市及び近隣市の人口増加や、市内のテーマパークや近隣市の商業施設等を目的とする通過交通も加わって、市内の交通量は増加し、路面表示等の消耗も顕著となっている。

その影響により地元自治会や児童生徒の保護者等から、危険箇所への信号機や横断歩道の設置、一時停止や速度制限等の交通規制、薄くなった路面表示等の修繕等に関する要望が多く寄せられているが、予算上の制約により改善には期間を要するものとなっている。

ついては、安全で安心して暮らすことのできる交通社会を確保するため、交通安全施設の適切な設置及び維持管理について予算を拡充すること。

3 幹部交番の警察署への昇格等、警察体制の強化について

八街市犯罪認知件数は、平成25年の1,241件を最多に減少傾向であり、警察における治安対策強化に加え、地元市による市民と一体となった自主防犯パトロールの推進や青色回転灯装備車によるパトロールの実施、人出の多い駅周辺での街頭防犯カメラの設置及び八街駅南口に防犯ボックスを開設するなど、独自の防犯対策を実施してきた成果と考えるが、平成30年から昨年までの間、年間約400件程度の発生状況で推移し続けている。

また、市内における死亡事故の発生状況から、飲酒運転等の交通違反取り締り及び交通規制を強化し、交通安全対策を推進するうえで、警察及び地元市との連携について必要性が高まっている。

については、八街幹部交番の警察署への昇格・機能の充実を含めた警察体制の強化を図ること。